

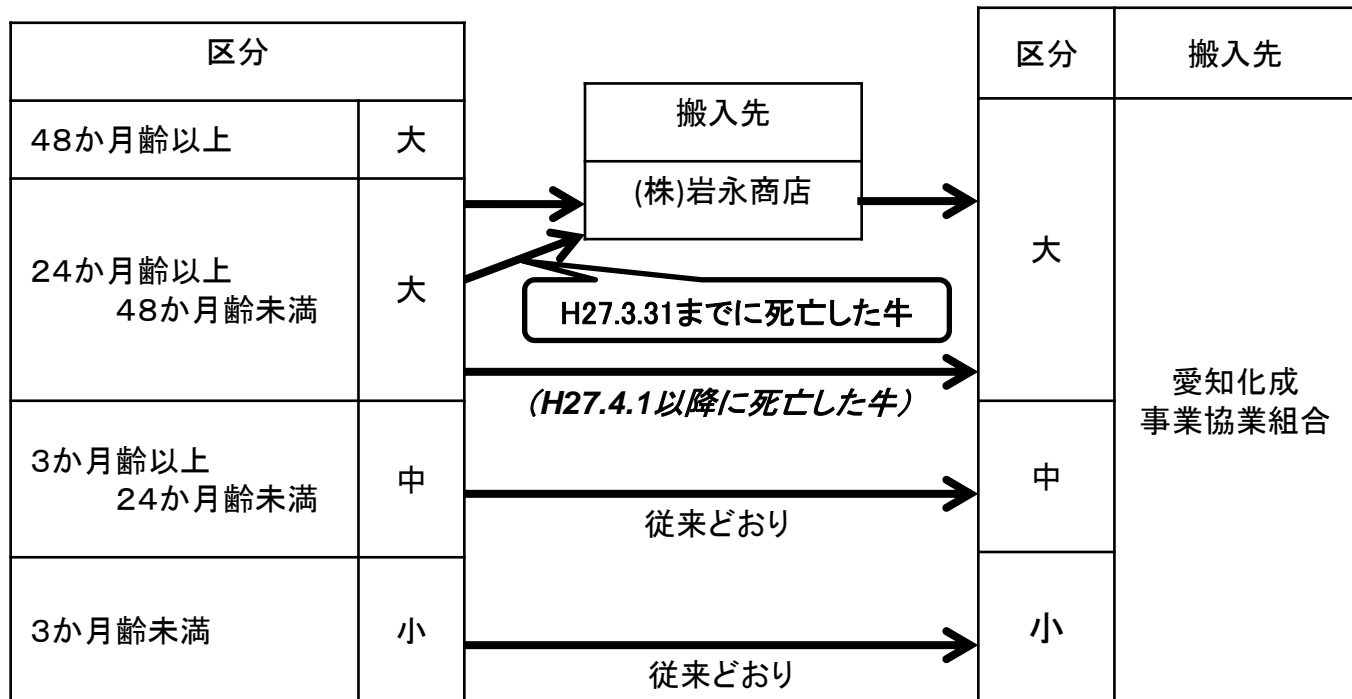
死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査 対象月齢が変わります

平成27年4月1日から

24ヵ月齢以上⇒48ヵ月齢以上

家畜伝染病予防法施行規則および牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され、平成27年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢が24ヵ月齢以上から48ヵ月齢以上となります。

個体識別番号、耳標等により月齢を確認して搬入してください



不明な点がございましたら、中濃家畜保健衛生所までお問い合わせください

中濃家畜保健衛生所